

平成31年 第2回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成31年 第2回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成31年2月26日(火) 午後1時4分 閉 会 平成31年2月26日(火) 午後2時7分							
場 所	共和町役場 3階 委員会室							
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		出席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		出席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		出席
	7	岡 田 政 則		出席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		欠席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
10	浦 口 義 之		出席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之		出席	農地係	佐 藤 圭 介		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	7 番 岡 田 政 則 委員				12 番 水 戸 政 春 委員			
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について							
第 3	報告第2号 農地あっせんについて							
第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
第 5	議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について							
第 6	追加 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について							
第 7	追加 議案第4号 共和町農業委員会規則の制定について							

(午後 1 時 4 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 31 年第 2 回共和町農業委員会総会を開催致します。

18 番 上川委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、7 番 岡田委員、12 番 水戸委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせん報告は 5 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は6件です。
- (議案第1号、議案書を朗読)
- 申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回は、売買が5件、貸借が53件になります。
- (議案第2号、議案書を朗読)
- 計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 利用権設定各筆明細の36番は高橋委員に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (高橋委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の36番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 高橋委員は着席願います。
- (高橋委員 入室)
- 議長 高橋委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (高橋委員 着席)

- 議長 次に、利用権設定各筆明細の44番は長門委員の同居の親族、49番は長門委員に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (長門委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の44番と49番について、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 長門委員は着席願います。
- (長門委員 入室)
- 議長 長門委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (長門委員 着席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の36番、44番、49番を除く全件について、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第6 追加議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 次に、日程第6 追加議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。
- 今回は、貸借が1件です。
- (追加議案第3号、議案書を朗読)
- 計画の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第7 追加議案第4号 共和町農業委員会規則の制定について

○議長 次に、日程第7 追加議案第4号 共和町農業委員会規則の制定についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 (追加議案第4号、議案書を朗読)

規則制定の経過についてご説明致します。昨年、農地法第43条に規定された農作物栽培高度化施設の底地を農地扱いとする特例に伴うものでございます。昨年11月20日付けの運用通知により、農業委員会にコンクリート農地の届出書の提出があった場合は、要件を満たしているかどうかを確認し、2週間以内に申請者に届くように、受理又は不受理の通知書を交付することとされております。申請者は受理通知書の交付を受けてから着工するという形になります。その際、近日中に総会が開催されるのであれば総会で受理又は不受理の議決を行うことができるのですが、基本的には会長が専決処分で通知書の交付を行い、その後の直近の総会で受理又は不受理の内容について報告するという形をとることとされております。そのため今月に入りまして、北海道と農業会議の協議の結果、会長による専決規程が必要であるということで農業会議から指導があったため、今回新たに共和町農業委員会規則を制定するものでございます。内容につきましては、管内他町村の規則を参考にしながら、あくまで法令に定めのない事項のみを規定するという形をとっております。

(議案書をもとに、内容を説明)

詳細につきましては、後ほどご一読いただければと思います。

○議長 議案の説明が終わりましたの、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町農業委員会規則を制定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり共和町農業委員会規則を制定することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成31年第2回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 7 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成31年 2 月 26 日

議長(農業委員会会長)           今 村 俊 一           印

議事録署名委員 7 番           岡 田 政 則           印

議事録署名委員 12 番           水 戸 政 春           印